

犯罪被害者支援の今後の課題

川 本 哲 郎

- 1 はじめに
- 2 地方自治体による支援
- 3 諸機関による連携
- 4 犯罪被害者支援の質の向上
- 5 おわりに

1 はじめに

我が国の犯罪被害者支援は、一九八〇年の犯罪被害者補償制度創設以降、日本被害者学会の設立（一九九〇年）、警察庁の「犯罪被害者対策室」設置（一九九六年）、全国被害者支援ネットワーク設立（一九九八年）、犯罪被害者保護二

法の制定（二〇〇〇年）、犯罪被害者等基本法制定（二〇〇四年）と、順調に発展を遂げてきたといつてよい。

そして、犯罪被害者等基本法八条に基づいて、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画が二〇〇五年に策定され、五年後の評価を受けた後に、第二次犯罪被害者等基本計画が策定された。これによって具体的な施策が立案されているので、我が国における犯罪被害者支援は大きく前進したといえよう。⁽¹⁾ また、民間の犯罪被害者支援センターも、すべての都道府県に設立されている。⁽²⁾ そして、この間の諸機関の努力によって、犯罪被害者支援の基礎は築かれたように思われるが、いまだに不十分なものも散見される。以下では、その中でも重要と思われるものとして、① 地方自治体による支援、② 犯罪被害者支援の諸機関による連携、③ 犯罪被害者支援の質の向上を取り上げてみたい。

2 地方自治体による支援

被害者の立ち直りには、地方自治体が所管する保健、福祉、介護、保育、教育、住宅、雇用などの、被害者の生活に絡む支援が不可欠である、ということは以前から指摘されてきた。⁽³⁾ また、犯罪被害者支援の現場では、警察と犯罪被害者支援センターが中核的な役割を担っているが、民間のボランティア団体である犯罪被害者センターでは、人材と資金の不足に悩まされているのが現状であろう。その際に、地方自治体による支援は欠かせないものになっている。また、「安全・安心街づくり」という観点からも、地方自治体の犯罪被害者支援に果たす役割には大きなものがある。

二〇〇四年の犯罪被害者基本法制定以降、地方自治体では、条例を定めるところが増加している。二〇一四年の犯罪被害者等施策に関する条例・計画の制定・策定状況を見ると、条例を制定している地方自治体は数百に達しているが、

地域による格差が大きいという問題が存在する。現状を、北から見ていくと、北海道では、道内すべての一七九の市町村が条例を制定しているが、東北では、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県において、条例を制定している市町村は見当たらない。唯一秋田県だけが異なり、秋田県は、二〇〇六年に犯罪被害者等支援基本計画を策定し、二〇一一年には、全国で初めて県内の二五の全市町村で犯罪被害者支援条例が施行されることになった。次に、関東では、条例を制定している市町村の数（一）内は市町村の総数）は、茨城県五（四四）、栃木県〇（二六）、群馬県〇（三五）、埼玉県三（六三）、千葉県〇（五四）、東京都四（六二）、神奈川県三（三三）となっており、地域内での格差は大きくないが、条例制定の動きは活発とは言えない。北陸では、条例を制定している市町村の数は、新潟県一六（三〇）、富山県一（二五）、石川県二五（二九）、福井県二（一七）であり、格差が大きくなっている。中部は、山梨県一一（二七）、長野県〇（七七）、岐阜県二（四二）、静岡県一（三五）、愛知県四（五四）、三重県〇（二九）と低調である。関西では、滋賀県が一六（一九）、京都府が二六（二六）、大阪府五（四三）、兵庫県一五（四一）、奈良県〇（三九）、和歌山県〇（三〇）となっており、格差が見られる。中国・四国では、岡山県が二七の全市町村で条例を制定しているが、鳥根県は〇（一九）、山口県一（一九）、広島県〇（三三）、鳥取県〇（一九）であり、四国は四県とも〇と低調である。九州では、熊本県三（四五）、宮城県〇（二六）、佐賀県と福岡県が各一、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県が〇である。そして、条例を定めていない都道府県は二二に達しているし、この一年間に条例を制定したのは静岡県だけである。⁴

この状況を詳しく見ると、注目に値するのは、第一に、人口の多い都道府県が条例の制定に積極的とは限らない、ということである。たとえば、関西では、人口比に応じて、大阪、京都、兵庫対和歌山、奈良、滋賀という対比の行われることが多いが、条例の制定については、滋賀県が積極的で、大阪府は消極的となっている。第二に、条例制定に消極的な地方自治体において、被害者支援の動きが活発でないというわけではない。たとえば、後で取り上げる、性被害ワ

ンストップ支援センターは、全国で十数か所しか設置されていないが、条例制定の動きが活発でない大阪府と愛知県が先駆的な取り組みを行ってきた。また、条例を制定している市町村の存在しない福島県でも、性暴力被害者等支援研究会を開催するなどの活動が積極的に行われている。⁵⁾

したがって、このような地域間格差の存在する状況が生み出されているのは、様々な原因・理由に基くものであり、それらの除去・解消は可能と考えられるので、改善の余地は大きいと考えられる。現状は、関係者の努力次第で大幅に変更できるのではなからうか。

次に、条例制定の効果としては、第一に、犯罪被害者支援の質の向上が挙げられる。既に条例を制定したところでは、各自自治体が、それぞれの地域の特徴を生かした支援を考案しているし、先進的な取り組みを行っている自治体も存在するからである。たとえば、京都市では、二〇一一年に犯罪被害者等支援条例が制定されたが、犯罪等による生活困窮者に対する生活資金の給付(一〇条)や、被害直後の一時利用住居の提供(二一条)、精神的被害からの回復に向けた心のケアの充実(一二条)などが、当時としては、政令市として最初に実施されたものである。さらに、この条例では、京都市の地域特性を生かした独自の取り組みとして、大学等との連携(一四条)と観光旅行者等に対する支援(二五条)が謳われている。また、兵庫県の明石市も、犯罪被害者支援に積極的に取り組んでおり、二〇一四年四月に施行された改正条例では、①立替支援金制度の創設、②「二次的被害」の被害者を支援対象に位置づけること、③日常生活支援の拡大などが定められている。立替支援金制度とは、犯罪被害者側が加害者から損害賠償金を受け取れない場合に、三〇〇万円を上限に市が立て替えて被害者側に支給するというもので、全国で初の試みである。さらに、二〇一三年に制定された京都府の八幡市の条例には、「市民等」、「事業者」という項目があり、前者は、「市内に居住又は通勤、通学している者をいう」とされており、後者も、「市内において事業活動を行っている者をいう」として、地域的な限定が示さ

れているが、犯罪被害者支援の対象が八幡市民に限定されているわけではなく、むしろ対象を拡大するものとして歓迎すべきであろう。同じく二〇一三年に施行された秋田県犯罪被害者等支援条例は、①犯罪被害者等の範囲に「婚約者」を含めたこと、②「犯罪被害を考える日」の制定、③「犯罪被害者等支援推進会議」の設置などの特徴を有している。⁶⁾

このように、地方自治体は、それぞれの特徴を生かした条例を制定しているのであるから、今後は、各自治体が、これらを相互に参照して、さらにレベルの高い条例を制定することを期待したい。そのためには、国ないし全国被害者ネットワークなどの機関が、情報を収集・分析して、資料を提供することや、条例作成のための研修などが考えられるべきであろう。

さらに、条例が制定されると、その自治体には被害者支援を担当する部署が設置されることになるし、住民に対しての広報活動も実施されるので、住民の被害者支援への認識が高まり、被害者支援の動きが広まることも期待できる。⁷⁾ 犯罪被害者遺族の方からも、犯罪被害者支援条例が制定されるということは、「犯罪被害者にとっての拠り所ができるということ」⁸⁾であるという意見も表明されている。

二〇一四年七月に、被害者が作る条例研究会が、「市町村における犯罪被害者等基本条例案」を公表した。⁹⁾ ここでは、本稿に関連するものとして、「市は、・・・支援を総合的に行うための窓口を設置する。」(七条三項)という条項が置かれているし、支援の対象については、先に紹介した京都府八幡市のように対象を拡大するのではなく、「地方公共団体間の連携」として、「市は、・・・市内で犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族に対しても、・・・出来得る限りの支援を講じ、その者が住所を有するもしくは居住する地方公共団体との連携及び協力を努めるものとする。」(一四条)という案が示されている。また、研修についても、「市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、市の職員、民間の団体等、その他の関係する者に対し、犯罪被害者等の支援に係る研修の実施その他必要な施策を講ず

るものとする。」(一六条)という規定が置かれている。

最後に、条例制定についての課題を挙げておくと、重要なものとして、見舞金の問題がある。条例の多くは、犯罪被害者に見舞金や支給金の支給することになっているが、被害者遺族には三〇万円、傷害を負った人に一〇万円が限度というところが大半である。¹⁰⁾これは、悪しき横並びであり、国の犯罪被害者給付金の支給には時間がかかることを考えると、増額が検討されるべきであろう。また、過失犯が対象から除外されているのも問題である。国の犯罪被害者給付金においても、過失犯は対象から除外されているが、その理由は、過失犯は交通事故によるものが多いので、自動車保険によって補償を受けることができることに求められている。しかし、二〇一三年に京都府の福知山市で起きた花火事故を見れば、交通事故以外の過失事犯であるために補償が受けられないということの不都合は明らかであろう。さらに、右で見たように、自治体の住民以外に補償が可能な自治体も存在するが、多くの所は、自治体の住民を対象を限定しているのが実情である。海外における犯罪被害者の救済が問題となり、国では、この問題が検討されているところである。つまり、犯罪の被害者が、どこで被害を受けても平等に支援を受けられるということが重要なのであるから、この点についての改善も必要であろう。最後に、条例については、新しいものであるので、関係機関に対する周知が必要であるということも指摘されている。¹¹⁾

このように、地方自治体の条例に基づく支援の一層の拡充が求められるのであるが、これと同時に、犯罪被害者支援センターなどの機関に対する財政的支援も忘れられてはならないことである。既に述べたように、我が国の犯罪被害者支援センターは、ボランティアの団体であり、国からの財政的支援を受けておらず、地方自治体の支援が大きな役割を果たしているのが現状である。しかし、その支援も十分なものであるとはいえない。そこで、条例の制定によって、住民の意識が高まり、自治体の責務が自覚されると、財政的支援という面においても、改善の図られることが期待でき

ると思われる。

3 諸機関による連携

我が国において、多機関連携の基となる「多職種連携」を促進するという動きは、以前から見られるものである。たとえば、二〇〇三年に心神喪失者等医療観察法が制定されたときに、多職種チームによる精神医療が開始されることになり、これによって、我が国の刑事法の分野においても、多職種の連携の重要性が認識されるようになってきた。

筆者も、交通犯罪と精神障害犯罪の被害者の研究において、多機関の連携ということを視野に入れるようにしてきたし、その制度や運用の課題にも関心を持つようになってきたが、二〇一三年には、以下のような諸課題に取り組むこととなった。

第一は、日本被害者学会において、シンポジウム「リスク社会における事故と被害者」の司会を務めたが、ここでは、大規模事故における被害者支援が取り上げられた¹²⁾。第二に、全国被害者支援ネットワークのフォーラム「犯罪被害者支援における連携と今後の展開」において、パネリストを務めた。第三に、日本犯罪学会設立百年記念大会では、シンポジウム「犯罪学における将来」において、パネリストとして、「犯罪学における多職種連携」という報告を行った¹³⁾。

以下では、上記の報告等に基づいて、これまでに実施されてきた他分野における多機関連携の実例を紹介した後に、被害者支援における多機関連携の問題を考えてみたい。

(1) 刑事法分野における多機関連携

第一に、精神障害犯罪者の処遇に関しては、二〇〇三年に、重大な犯罪を犯した者を対象とする「心神喪失者等医療観察法」が成立して以降、以下のような仕組みが採用されている。つまり、審判の申立ては検察官が行い、審判は裁判官と精神科医が担当する。付添人として、弁護士が付される。犯罪者の処遇は、多職種チームによって行われる。治療のメンバーは、精神科医、臨床心理士、看護師、精神保健福祉士、作業療法士などであり、社会内処遇に関しては、保護観察所の社会復帰調整官や地方自治体の精神保健福祉センター・保健所の職員などが加わることになる。

この制度を担ってきた現場の意見を紹介すると、まず、精神科医は、「調整能力が問われる」とし、また、「全員が、このようなことに慣れていない」ことを指摘されている。この精神科医の所属する病院の評価会議の司会は、精神科医ではなく、看護師長が務めており、他の病院の医師からの助言としても、「どの職種が、固定的な役割としてこうした方がいいかないというのはない」とされている。¹⁴⁾

第二に、二〇〇九年から二〇一一年にかけて行われた「子どもを犯罪から守るための多機関連携」に関する研究では、学校、教育委員会、警察、児童相談所、地方自治体の青少年問題担当部局、保護観察所、家庭裁判所、社会福祉事務所、児童福祉施設、地域・社会のボランティア団体などが関わった活動について、「子どもを犯罪から守るための『適正な』機関連携に関する提言」として、①機関連携の際の個人情報保護の徹底、②人事交流を促進するための法律・条例の制定が挙げられており、さらに、「多機関連携の『社会実装』へ向けての提言」として、①機関連携のコーディネート¹⁵⁾の意図的・計画的養成、②実務家たちの研究交流会の実施が示されている。

第三に、犯罪者の更生におけるネットワーク形成がある。それに関わる機関としては、保護司会、更生保護施設、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会（職親プロジェクト）、就労支援事業者機構、更生保護協会、学校、全国薬物

依存者家族連合会（ダルク）などが挙げられる。ここでは、「実際に連携活動を行うに当たっては、お互いの活動を尊重し合い、それぞれの団体の特性を生かした役割分担や責任を明確化すること、活動後も定期的に情報交換の場を設けるなどして、組織的かつ恒常的な関係を維持していくことが肝要」であるとされているし、「ますます多様化・複雑化する更生保護活動は、他機関・他団体との連携なくして実効を上げることができない」とも言われている。¹⁶⁾

さらに、京都府警のストーリーカー対策として、最近設けられた「人身危機タスクフォース」や、警視庁の「ストーリーカー・DV総合対策本部」なども、部門の横断や、民間との連携を取り入れている点で、多機関の連携という大きな流れの中にあるといつてよい。¹⁷⁾

(2) 被害者支援における多機関連携

第一に、先に紹介した二〇一三年の日本被害者学会シンポジウム「リスク社会における事故と被害者」を取り上げよう。このシンポジウムの報告者は、刑事法研究者二名、弁護士、国土交通省公共交通事故被害者支援室の担当者であったが、ここでは、国土交通省が、二〇一二年四月に「公共交通事故被害者支援室」を開設し、大規模交通事故の被害者支援に乗り出したことを紹介したい。これは画期的な試みであるが、連携という点では、被害者支援全般を担当している内閣府との関係が問題となることが予想される。他の省庁においても同様の動きが広がることを期待したいが、その際には、各機関の連携の在り方を定めるという作業が極めて重要であることを指摘しておきたい。

第二は、性犯罪被害者のワンストップ支援センターである。内閣府の紹介している案によれば、関与する者としては、国（厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等）、地方公共団体、都道府県警察、犯罪被害者支援団体、医療機関、臨床心理士、弁護士などがあげられている。また、関係機関・団体等としては、警察、精神科医・臨床心理士・カウンセ

セラール等、弁護士・法テラス等、男女共同参画センター、婦人相談所等、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、精神保健福祉センター、検察庁等、民間被害者支援団体などが列挙されている。そして、運営主体としては、病院拠点型、相談センター拠点型、相談センターを中心とした連携型の三つが示されている。⁽¹⁸⁾

とくに、ここでは、これらの案において、運営主体の拠点を中心にして、連携する各機関が放射状に連携を行うことになっていることに注目したい。各機関相互の横の連携を忘れてはならないと思われるからである。

第三は、二〇一三年一〇月に開催された全国被害者支援ネットワークのフォーラムのパネルディスカッション「犯罪被害者支援における連携と今後の展開」である。このパネリストは、群馬県警、被害者支援センターすてっぷぐんま、国土交通省、刑事法研究者(筆者)であり、ここでは、二〇一二年四月に起きた関越自動車道高速ツアーバス事件の支援が取り上げられた。被害者は、北陸から東京を目指している途中で、犯罪の犠牲となったので、犯罪地と居住地が広域にまたがっているために、支援の連携が必要となり、関係者は様々な問題に遭遇することになったのである。⁽¹⁹⁾

なお、京都市の犯罪被害者支援条例三条には、基本理念のひとつとして、「本市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進すること」が掲げられていることも紹介しておきたい。

(3) 小括

これまでの経験から学ぶべきことを挙げると、第一に、専門分化と連携という問題がある。ジェネラリストとスペシヤリストという分類が行われることもあるが、ひとつのテーマに精通しているということと、全体像を把握することとのバランスの問題である。要するに、「木を見て森を見ない」とか、「森しか見えない」のは妥当でない、ということである。

第二に、連携に当たっては、コミュニケーションをいかに図るかが極めて大きな課題となる。まず、チーム内のコミュニケーションを円滑にするのが大切であることは論を俟たない。次に、被害者支援センターの立場を例にとれば、行政機関との関係や専門家との関係が重要であるし、行政機関内部の関係や同職種内の関係などへの配慮も必要である。とくに、行政機関の担当者については、数年間で交代するので、継続性という点で問題があるのは古くから指摘されてきたことである。被害者支援の世界では、シームレスな支援の必要性が叫ばれて久しいが、その点においても、行政機関の担当者の職務の引き継ぎは大きな課題である。しかし、これについては、後ろ向きではなく、前向きにとらえることが有用であることも付言しておきたい。つまり、担当者が頻繁に交代するということは、当該職務の経験者が増加するということである。そこで、緊急時や大きな問題が発生した時には、これらの経験者の応援を求めることも可能であり、大きな力となることが期待できるということが目を向けるべきであると思われる。また、実務と研究者との交流ということも重要な課題である。法律の世界では、二〇〇四年に発足した法科大学院制度により、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）と大学の研究者との交流が促進され、大きな成果を上げている。学問領域の性質により、実務家と研究者の連携には様々な形態があると思われるが、その交流が重要であるの言うまでもないことである。

なお、これらの多機関の連携に当たっては、先に紹介した関越自動車道高速ツアーバス事件で見られたような、広域的な連携——たとえば、都道府県の警察や被害者支援センター間の——も課題となることを付け加えておきたい。いずれにしても、これらの関係機関について、その内部と外部、縦・横すべての方面において、円滑なコミュニケーションを図り、相互理解を深めることが肝要であることを確認すべきであろう。

第三に、インターネットの時代に在っては、情報公開・交換、ネットワークの構築が特に重要である。その際には、先に紹介したように、機関の連携が行われるときに、個人情報保護を徹底しなければならぬが、情報の伝達・交換

が、問題の解決に当たって、大きな効果を発揮することに疑いはないのであるから、その整備は重要な課題であろう。以上、「多機関の連携」という試みは新しいものであり、現在、様々な問題が浮かび上がっているところである。ここの課題である「被害者の支援」については、目的は実に明確であるから、これらの諸問題を解決し、さらに効果的で実りのある被害者支援の実現を目指すべきであろう。

4 犯罪被害者支援の質の向上

被害者支援について、シームレスな支援の必要性が叫ばれて久しい。実際に、京都市の被害者支援条例三条は、犯罪被害者支援の基本理念として、支援が、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われること」を掲げている。また、全国被害者支援ネットワークは、一九九九年五月に「犯罪被害者の権利宣言」を発表したが、そこには、犯罪被害者の七つの権利が掲げられている。すなわち、①公正な処遇を受ける権利、②情報を提供される権利、③被害回復の権利、④意見を述べる権利、⑤支援を受ける権利、⑥再被害から守られる権利、⑦平穏かつ安全に生活する権利である。そして、平成二七年版犯罪被害者白書では、特集として、「途切れることのない必要な支援」が取り上げられている。

本稿の冒頭に述べたように、我が国における犯罪被害者支援は、以前と比較すると、格段の飛躍を遂げたといつてよいように思われるが、内容面では、改善すべき点が多々あるというのが現状であろう。たとえば、被害者支援の内容のひとつとして、被害者に対して、犯罪と刑罰を説明するという作業が考えられる。これを担当するのは、主として警察・

検察であるが、犯罪被害者支援センターのボランティアも、裁判傍聴の付き添いの際に、この任に当たることになる。

そこでの課題をあげると、第一に、犯罪には様々なものがあり、それぞれに一定の特徴がみられる、ということがある。たとえば、性犯罪を取り上げると、被害者が犯罪被害を届け出ないことが往々にして見られるのが特徴として挙げられる。また、警察や検察の取調べの際に二次被害を受けやすいということも、よく指摘される。それ以外にも、被害者支援の現場で、処置が困難なものには、いじめ、ストーカー、児童虐待、悪徳商法、セクシャルハラスメントから、交通犯罪、性犯罪、組織犯罪、精神障害犯罪に至るまでのものがある。したがって、それぞれの犯罪の特質に応じた被害者支援を講ずる必要がある。

第二に、この中で、件数の多い交通犯罪を取り上げると、単なる不注意による人身事故に加えて、複雑な事件も散見される。たとえば、二〇一一年四月に起きた栃木県鹿沼のクレーン車事故を見ると、この事件は、てんかんに罹患しているクレーン車の運転手が、体調の悪いにもかかわらず、服薬しないでクレーン車を運転し、登校中の児童の列に突っ込み、小学生六人が犠牲になった、というものであるが、被害者遺族が厳罰を望み、判決では、求刑でも判決において、自動車運転過失致死傷罪の上限の懲役七年が選択された。また、二〇一二年四月には、京都市・祇園で暴走事件が発生した。この事件でも、てんかんの治療中の運転手が市街地を暴走し、七人が死亡、一二人が傷害を負った。運転手は、自動車運転免許更新時に、てんかみを申告しなかったことは判明しているが、運転手本人が死亡しているために、事件全体の真相は解明されなかった。この二件はいずれも悪質・無謀な運転による事件であるが、その原因は、てんかんという病気である。

これらの事件を受けて、法が改正され、二〇一四年五月からは、自動車運転死傷行為処罰法が施行されている。そこでは、従来の危険運転致死傷罪に加えて、いわゆる準危険運転致死傷罪という犯罪類型が設けられた。そして、「自動

車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者」が、人を負傷させた場合は一二年以下の懲役、人を死亡させた場合は一五年以下の懲役に処せられる、とされており(同法三条)、政令によって、対象となる病気として、統合失調症、てんかん、再発性の失神、低血糖症、そう鬱病、睡眠障害が指定されている。

交通犯罪の場合、被害者ないし被害者遺族は、加害者の厳罰や、真相究明、再発防止などを訴えることが多いが、事案によって、微妙な違いも生じている。犯罪被害者等支援としては、多種多様な犯罪被害に応じた木目細かな支援を提供する必要があることはいうまでもないが、そのためには、犯罪と刑罰に関する基礎知識を習得し、それに基づいて、わかりやすい説明を行うことが要求される。しかしながら、このことは容易ではない。まず、準危険運転致死傷罪の場合、病気に対する理解が求められるし、その病気と事件との因果関係が認められなければならない。そして、当該行為が法律の条文に当てはまるかどうかを検討する必要がある。また、それらを証明することも求められる。たとえば、二〇一四年六月に大阪市において発生した低血糖状態での人身事故について、警察は、自動車運転致死傷行為処罰法三条に該当する行為として、危険運転致死傷罪によって運転手を逮捕したが、起訴すべき段階になって、被疑者を処分保留で釈放した。二三日の勾留期間では、上に述べたようなことを証明するための十分な捜査が行えなかったというのが、その理由であるが、これを見ても、その困難さがわかるであろう。²¹⁾

このような複雑な事態に直面して、被害者ないし被害者遺族はどう思われるであろうか。まず厳罰に処せられないとすれば不満を抱かれるであろう。自動車運転致死傷行為処罰法では、危険運転行為は、謙抑的な立場から限定されているので、同様の悪質・無謀な運転行為に対して、処罰の軽重が生じるという結果になっており、被害者側からの不満が絶

えないという事態を招いている。したがって、将来の法改正を要求するにしても、さしあたり、犯罪被害者等の方には、現状の複雑な法適用を理解してもらう必要がある。実際に、亀岡暴走事件では、検察官が被害者側に七時間に亘る説明を行った。また、交通事件だけでなく、少年非行やストーカー、児童虐待、性犯罪等の場合には、犯罪者が精神疾患を抱えている場合も散見されるのであるから、その判断が重要であり、被害者に対する十分な説明が要求されるのである。たとえば、二〇一四年七月に長崎県佐世保市で起きた女子高校生による同級生の殺人事件や、二〇一四年一二月の名古屋市の女子大生による殺人事件、二〇一五年二月に和歌山市で小学五年生が殺害された事件などでは、加害者の精神鑑定の結果が注目されよう。

このような事件の被害者・被害者遺族に対する支援が難しいのは言うまでもない。支援を行う側の周到な準備と関係機関の十分な協力・連携が必要とされるゆえんである。要するに、いつ、どこでも、あらゆる犯罪被害者が同様に満足のいく支援を受けられるようになることが重要であり、そのために、支援を行う側は最善の努力を重ねるということに尽きるのであるが、そのための制度の構築に向けた取り組みをいかに構想していくかが今後の重要な課題であり、関係者の研修等が特に重視されるべきであるということを改めて指摘しておきたい。

5 おわりに

平成二六年版犯罪被害者白書の第一章は、「特集 個々の事情に応じた支援につなげるために」として、木目細かい個別的支援の重要性を示している。また、既に述べたように、平成二七年版犯罪被害者白書の特集のテーマは、「途切れることのない必要な支援」である。そして、各年の白書の第二章は、「犯罪被害者等のための具体的施策と進捗状況」

と題して、①損害回復・経済的支援等、②精神的・身体的被害の回復・防止、③刑事手続への関与拡充、④支援等のための体制整備、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保という五項目に対する取組が掲げられている。この中には、本稿において取り上げなかった①PTSDや高次脳機能障害への対処、②専門家の役割²²⁾、③被害者の訴訟参加、④調査研究・研修・広報の推進、⑤学校教育との関係などの諸問題が存在している。そして、これらの解決にあたっては、本稿で取り上げた「地方自治体による支援」や、「関係諸機関の連携」、「犯罪被害者支援の質の向上」などが関連してくるのは当然である。

政府の第二次犯罪被害者等基本計画は、二〇一一年三月に閣議決定され、その計画期間は二〇一一年四月一日から二〇一五年年度末までの五か年となっている。したがって、今後は、第三次基本計画の策定が行われることとなるので、そのためには、これまでの政策の大規模な点検を行い、将来の課題を設定する努力が重ねられることが前提となる。この機会を生かして、さらに犯罪被害者支援の方策が充実することを期待したいが、その際には、本稿において検討した諸課題の解決が図られるべきであろう。

- (1) 平成二六年版犯罪被害者白書（以下では「二六年版白書」と略記する）一六〇頁以下参照。犯罪被害者等基本計画について、詳しくは、奥村正雄「第二次犯罪被害者等基本計画の意義と課題」ジュリスト一四二四号（二〇一一年）二頁以下、滝澤依子「第二次犯罪被害者等基本計画及び犯罪被害者支援要綱の制定について」警察学論集六五巻一号（二〇一二年）三三頁以下参照。
- (2) 二六年版白書一五四―二五五頁参照。
- (3) 太田達也「被害者の自立支援―地方自治体の取り組みと課題―」被害者学研究一九号（二〇〇九年）一二八頁。
- (4) 二六年版白書二二五頁以下参照。
- (5) 二六年版白書一〇九頁。
- (6) 条例については各自自治体のホームページを参照した。秋田県については、二六年版白書八〇頁以下参照。

- (7) 「地方自治体の犯罪被害者支援条例に期待する」その現状と課題」被害者支援ニュース三号(二〇一四年)。この問題はマスクにも取り上げられている。西日本新聞二〇一五年一月七日参照。
- (8) 土師守氏の手記・朝日新聞二〇一三年五月二四日。
- (9) <http://blogs.yahoo.co.jp/jouwa3014>、ハッシュはマスクでも取り上げられた。毎日新聞二〇一四年九月二日、東京新聞二〇一四年一〇月二日、西日本新聞二〇一五年一月七日参照。
- (10) 平成二七年版犯罪被害者白書(以下では「二七年版白書」と略記する)二四四頁以下参照。
- (11) 兵庫県弁護士会「実践 犯罪被害者支援と刑事弁護」出版委員会編「実践 犯罪被害者支援と刑事弁護——弁護士による被害者支援と刑事弁護の対応——」(二〇一五年)一五七頁。
- (12) 被害者学研究二四号(二〇一四年)七五頁以下参照。
- (13) 拙稿「犯罪学における多機関・多職種連携」犯罪学雑誌八〇巻四号(二〇一四年)一二七頁以下参照。
- (14) 「ワークシヨップ 多職種協働チームの実際と問題点」司法精神医学六巻一号(二〇一二年)八七頁以下参照。なお、黒田治「イギリス司法精神医療における多職種チームアプローチの実際」臨床精神医学講座S五巻(二〇〇〇年)三二頁以下、「特集 多職種チーム—私たちチームはどうすればうまく協力できるか」精神科臨床サービス七巻四号(二〇〇七年)四八二頁、拙著「精神医療と犯罪者処遇」(二〇〇二年)一七四頁以下参照。
- (15) 犯罪者処遇の現場では、夙に継続ケアの重要性が唱えられている。拙稿「薬物犯罪者の処遇」同志社法学五七巻六号(二〇〇六年)一五八頁参照。
- (16) 石川正興編著「子どもを犯罪から守るための多機関連携の現状と課題」(二〇一三年)二二三頁以下参照。
- (17) 丸山晴夫「更生保護団体とのネットワーク形成—更生保護平成二五年二月号七頁、一一頁。なお、長崎新聞社「累犯障害者問題取材班」「居場所を探して 累犯障害者たち」(二〇一三年)、西日本新聞社会部「ルポ・罪と更生」(二〇一四年)、NNNDキュメント取材班「高齢初犯 あなたが突然、犯罪者になる日」(二〇一四年)参照。
- (18) 京都新聞二〇一四年一月六日、朝日新聞京都版二〇一四年一月一〇日参照。
- (19) 内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」(二〇一二年五月)(内閣府ホームページ)、二七年版白書一五頁参照。千手正治「我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象拡大に関する一考察」法学新報二二巻一一・二二号(二〇一五年)六四五頁以下、河野美江「しまね性暴力被害者支援センターさひめ設立の経緯と現状」島根大学社会福祉論集五号(二〇一五年)四一頁以下参照。

- (19) 全国被害者支援ネットワーク編「全国被害者支援フォーラム『犯罪被害者支援における連携のあり方』採録版」（二〇一四年）参照。
- (20) 河原理子「犯罪被害者 いま人権を考える」（一九九九年）一〇八頁参照。
- (21) 毎日新聞二〇一四年七月二七日。なお、朝日新聞二〇一四年七月五日参照。
- (22) 拙稿「被害者支援における専門家の役割」被害者学研究二三号（二〇一三年）一頁以下参照。